

**「秋田県最低賃金の改正決定に係る
秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示」の結果
(異議申出の概要)**

1 公示

令和7年8月25日に開催された第4回秋田地方最低賃金審議会の終了後、秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行った。

2 異議の申出

公示に対して、提出期限であります令和7年9月9日までに、合計14団体（使用者側0、労働者側14）から異議申出の提出があった。

＜提出のあった団体名＞

- ①秋田県労働組合総連合
- ②秋田県春闘共闘懇談会
- ③秋田県医療労働組合連合会
- ④秋田県農業協同組合労働組合
- ⑤中通病院労働組合
- ⑥市立横手病院労働組合
- ⑦秋田県国家公務関連労働組合共闘会議
- ⑧全司法労働組合秋田支部
- ⑨秋田県高等学校教職員組合
- ⑩日本自治体労働組合連合秋田県本部
- ⑪秋田県公務公共一般労働組合
- ⑫全日本建設交運一般労働組合秋田県本部
- ⑬秋田県地域一般労働組合
- ⑭全日本年金者組合秋田県本部

3 異議の内容

- (1) 「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください。

(理由)

- ① 最賃改定の発効を遅らせることは労働者の苦難を拡大します。

発効日を2026年3月31日とすることは、およそ半年の間全国最低の951円のままという事になり、実質一年間では40円の改定にとどまることになり、目安額64円を24円も下回ることになります。

最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれ、物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由となっているのに、大きな矛盾です。秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜にもつながりかねず、人口流出を加速させかねません。

公益委員見解では「準備期間」が必要としていますが、半年先延ばしにする合理的な根拠は示されていません。また、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明しました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

- (2) 答申された時間額1,031円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

(理由)

- ① 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です。

秋田県労連はじめ東北各県が実施した最低生計費試算調査では、少なくとも時給1,500円以上が必要であることを審議会でも訴え、最賃の大幅引き上げを求めてきました。秋田県労連が行った街頭アンケート

トでは、半数が1,000円、半数が1,300円以上で、1,500円が3割という結果です。対話活動でも「卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない。」と地元大学生が語っています。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっており、最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

今回の改定がそのまま発効されれば、東京都1,226円との格差は時間額195円となり、現行格差212円から17円縮まりますが、依然大きな差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で40万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

② 生計費に大きな格差はありません。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な生活費は、時給1,500円以上との結果が出されています。

全国一律最低賃金制の実現、今すぐ1,500円、そして1,700円は生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

4 改正決定に係る審議会の意見に対する異議以外の意見・要望事項

(1) 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務である課題であり、政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

(2) 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠をもってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは義務であり、最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

発効日の再考を求める要請書

1 要請書の提出

令和7年9月8日、9日に、全国労働組合総連合（全労連）系の750を超す団体及び全国労働組合連絡協議会（全労協）系28団体から要請書の提出があった。

2 要請の内容

- （1）全労連：労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すること。
- （2）全労協：最低賃金の日も早い引上げが求められている中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月31日発効は半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。遅くとも、10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。